

日バス協技第441号

令和3年11月15日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から、別添1のとおり安全総点検の実施要綱及び実施計画を定めた旨の通知がありました。

つきましては、本件に関する地方運輸局及び運輸支局からの総点検に係る指示に従って実施していただくよう、貴協会の傘下会員事業者へ周知徹底お願いいたします。

なお、参考として、別添2～5のとおり日本バス協会作成の各種マニュアル及び令和2年9月10日付け日バス協技第293号「新型コロナウイルス感染症の影響等で休業や休車を実施した後、運行を再開する際の安全確保の徹底について」を添付いたしますので安全総点検実施にあたってご活用いただきますようお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

国自安第112号の4
令和3年11月12日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、別添のとおり令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱及び実施計画を定めました。

つきましては、貴協会におかれましても、本安全総点検の趣旨を踏まえ、傘下会員等に対し周知徹底を図り、総点検の実施による自動車輸送の安全の確保に万全を期するようお願いします。